

質 問 要 旨

一 イーリス・アシヨアについて

1 県議会の海外調査報告について

答 弁

このたびの海外調査では、ポーランドとルーマニアの基地が、新屋演習場と比べて敷地面積が広いことや、基地と地元の関係が比較的良好であることなど、これまでの防衛省の説明やマスコミの報道では必ずしも十分に伝わらなかった事項が明らかにされており、県議会はもちろんのこと、県民の関心を高め、議論を深める調査になったと考えております。

一方で、例えば、圧倒的な陸上兵力を有するロシアと地続きであることや、ソビエト連邦時代にロシアが電撃的にポーランドへ陸上兵力を展開した事実があることなど、両国と我が国とは歴史的背景や地政学的状況、防衛に対する国民的意識、現在の場所にイーリス・アシヨアが配備されることになった理由等が異なっていることから、両国の状況をそのまま我が国に当てはめることはできないということも感じたところであります。

今後、適地調査の結果を踏まえた防衛省からの説明があると思われませんが、県議会の報告等も参考にしながら適切に対応してまいります。

質 問 要 旨

一

2 配備に伴うリスクについて

答

弁

新屋演習場は、日本海という大きな緩衝地帯が存在し、基地を攻撃するための本格的な陸上兵力を他国が直接展開できるような地理的条件にないという点において、ポーランド、ルーマニアの両施設とは異なるものの、一方で潜水艇などを用いた少人数によるテロ攻撃については起こり得ることであり、その対応を想定する必要があると考えております。

こうしたことから、イージス・アショアのみならず、近接海域を含めた周辺一帯を防御するための安全対策や警備態勢、緩衝地帯の確保などについて、防衛省に具体的に示すよう求めてきたところであります。

防衛省では、現在実施している適地調査の中で、基地の施設配置や警備態勢を含めた全体構想を策定しているところであり、調査終了後に予定されている国の説明に対して、秋田市と連携しながら分析・

検討し、様々なリスクにどのように対応するかなどについて、慎重に見極める必要があると考えております。

質 問 要 旨

一

3 秋田市民の生活への影響について

答

弁

新屋演習場は住宅地等に近接していることから、これまで、防衛省に対して、どのような警備態勢や安全対策をとるのか質してきたところであり、ただ防衛省は、万一、攻撃されることが予想される場合、秋田駐屯地や近傍の部隊も活用し、住民を守り抜く態勢をとるほか、平素における対応等については、警察等との連携をこれまで以上に強化するなど、警備態勢の構築に向け検討を進めていくとしております。

具体的な警備態勢等については、今後、防衛省から説明があると思われませんが、地域住民の安全が確保されるものなのか等について確認するなど、適切に対応してまいります。

質 問 要 旨

- 一 4 経済的影響と新たな振興策について

答 弁

防衛省はこれまで、建築制限や飛行制限などの各種規制の必要はなく、経済活動等に影響を与えない見込みであると説明しておりますが、現段階では、調査結果や全体構想等が示されていないことから、防衛省の説明のとおりになるのか判断することはできません。状況にあります。

一方で、日本国内においては、イージス・アショアではないものの、例えば、米軍が駐留する横田基地や常時PAC-3が配備されている市ヶ谷の防衛省本省、原子力関連施設のほか防衛施設が多数立地する青森県等において、地元経済や観光客への影響があるという話は耳にしておりません。

昨年末に、原田防衛副大臣と面会した際には、新屋演習場を配備候補地とする前提として、国が秋田を重要な地域と認識しているという基本的な姿勢が必要である旨を申し伝えており、仮に十分な安全対

策を確保した上でイージス・アショアが配備され、その結果、経済的影響が生じた場合には、国において適切な対応がなされるべきであると考えており、また地元自治体としても、国に対し確実な担保措置を講じておくべきものと考えます。

質 問 要 旨

一

5 住民の安全安心第一の防衛について

答 弁

イージス・アショアの配備地としては、ポーランドやルーマニアのように広く見通しの良い土地が望ましいとの声がありますが、国土が狭く人口密度の高い我が国において、運用に必要なインフラの確保、加えて迎撃ミサイルの飛行特性とブースターの落下を踏まえるとそうした土地の確保は限定的なものになることも事実であります。

近年の我が国を取り巻く安全保障環境や、アメリカの世界的な軍事プレゼンスの傾向に鑑みると、防衛政策については、アメリカとの連携を保ちつつも、我が国の独自性を発揮する必要があると考えられますが、その場合においては、防衛費の増加や防衛力の強化を伴うことから、十分な国民的議論を経て、その方向性を見出すべきものではないかと思われま

す。
防衛政策は、国の責任と権限に属する事項である

ほか、我が国のイージス・アショアについては、アメリカ軍の指揮下にあるポーランドやルーマニアと違い、陸上自衛隊が運用することから、国がこうした観点からしつかりと説明責任を果たすべきであり、また国会においても十分な審議を尽くした上で決定される必要があると考えております。